



2018年12月7日

各 位

上場会社名 株式会社 LIFULL 代表者名 代表取締役社長 井上 高志 (コード番号 2120 東証第一部) 問合せ先 執 行 役 員 阿部 和彦 グループ経営推進本部長 (TEL 03-6774-1603)

Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収手続き及び 定時株主総会議案の一部撤回に関するお知らせ

2018 年 5 月 9 日に「Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収手続き開始の合意及び臨時株主総会開催の決定に関するお知らせ」(以下「5 月 9 日付開示」といいます。)で公表しました、当社の普通株式及び現金を対価としたオーストラリア会社法(以下「豪州会社法」といいます。)に定めるスキーム・オブ・アレンジメントによりオーストラリア証券取引所に上場している豪州会社法に従って設立された Mitula Group Limited (以下「Mitula」といいます。)の発行済株式の全部を取得し Mitula を完全子会社化する取引(以下「本件買収」といいます。)に関連して、本日、2018 年 11 月 19 日に「Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収を実施するための契約の変更及び定時株主総会への付議に関するお知らせ」(以下「11 月 19 日付開示」といいます。)で公表しました 11 月 19 日付開示で定義される株式対価評価額(本日までの連続する 10 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格を豪ドル換算した金額の加重平均した金額に本件買収対価として交付される当社株式の割当比率の上限である 0.084336 を乗じた金額)が 0.80 豪ドル以上となることが確定致しました。従いまして、11 月 19 日付開示で公表しました通り、2018 年 11 月 19 日に締結された SID の変更契約による合意内容を実現するために必要な、2018 年 12 月 10 日開催予定の第 24 回定時株主総会の議案のうち第 3 号議案「普通株式発行条件の変更の件」が撤回されることになりましたので、お知らせいたします。

当該議案の撤回に伴い、募集株式の発行条件の詳細は末尾添付の発行要項(5月9日付開示の末尾添付の発行要項と同内容)の通りとなります。

以上

発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式
2. 募集株式の数の上限	18,514,334株(なお、募集株式の数は、本件取引(以下に定義する。)
	を内容とするスキーム・オブ・アレンジメント (以下「本件スキーム・
	オブ・アレンジメント」という。)に従い当社普通株式の交付を受け
	る各 Mitula 株主(以下「割当先対象会社株主」という。)が受領す
	る当社普通株式の数の総和として当社取締役会が定める数とする。)
3.1株当たりの払込金額の下	1円(なお、1株当たりの払込金額は、当社取締役会が、「現物出資
限	財産の価額」を「募集株式の数」で除した金額(但し、小数点以下を
	切り捨てる。)に定める。)
4. 払込金額の総額	「1 株当たりの払込金額」に「募集株式の数」を乗じた金額
5.金銭以外の財産の出資の方	金銭以外の財産である Mitula の普通株式(以下「対象会社株式」と
法	いう。)を出資の目的とする。
6. 現物出資財産の内容	「募集株式の数」を本件割当比率(以下に定める。)で除した数の対
	象会社株式(以下「現物出資対象会社株式」という。)
7. 割当比率	本件割当比率は、0.85 豪ドル(以下「対象会社株式評価額」)を 11.29
	豪ドル(以下「当初当社株式評価額」という。)で除した数(小数点
	第 4 位未満は四捨五入する。)である 0.0753(以下「当初割当比率」
	という。) とする。但し、本件割当比率は、①本件スキーム・オブ・
	アレンジメントの対価を受領する権利が付与される Mitula 株主が確
	定する日(Record Date)を最終日とする 10 取引日の各取引日の東
	京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格(当該日に
	おいて株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の VWAP と
	するが、例外的に当社及び Mitula が当社普通株式の正常な価格を反
	映していないと合理的に合意するものについては除外して計算する。
	また、当社普通株式がいわゆる権利確定日より後に割当先対象会社株
	主に交付される場合には、いわゆる権利落ち日の前取引日までの各取
	引日の VWAP からその時点での予想配当金の額を減額する等の調整
	を行う。)を当該日の Reserve Bank of Australia(以下「オースト
	ラリア準備銀行」という。)が開示する日本円/豪ドルの為替レートに
	より豪ドル換算した金額を加重平均した金額(以下「割当比率調整用
	当社株式評価額」という。)が、当初当社株式評価額である 11.29
	豪ドルを下回る場合には、当初割当比率から、対象会社株式評価額で
	ある 0.85 豪ドルを割当比率調整用当社株式評価額で除した数(小数
	点第6位未満は四捨五入する。)(但し、当該数が当初割当比率の
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	112%である 0.084336 を上回る場合は 0.084336 とする。)に上
	方調整され、②割当比率調整用当社株式評価額が当初当社株式評価額
	の 108%である 12.1932 豪ドルを上回る場合には、当初割当比率か
	ら、対象会社株式評価額の 108%である 0.918 豪ドルを割当比率調
	整用当社株式評価額で除した数(小数点第6位未満は四捨五入する。)
	に下方調整される。現物出資対象会社株式 1 株に対し、本件割当比
	率の当社普通株式を割り当てる。
8. 現物出資財産の価額	対象会社株式のオーストラリア証券取引所における最終取引日(以下
	「価額決定日」という。)の終値(当該日に終値がない場合には、そ
	の直前の終値)に、現物出資対象会社株式の数を乗じた金額(豪ドル
	建て)を、価額決定日のオーストラリア準備銀行が開示する日本円/
	豪ドルの為替レートにより円換算した金額
9.増加する資本金及び資本準	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出され
備金の額	る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満
	の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増
	加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加す
	る資本金の額を減じた額とする。
10. 募集方法	当社は、一定の条件が充足される場合、Mitula の設立準拠法である
	オーストラリア会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの手
	続により、対象会社株式の全部を取得する(以下「本件取引」という。)。
	当社は、本件スキーム・オブ・アレンジメントにおいて、割当先対象
	会社株主より、その保有する現物出資対象会社株式を取得するための
	対価として、当社の普通株式を発行する。
11.現物出資財産の給付の期日	本件スキーム・オブ・アレンジメントの実行日(Implementation
又はその期間	Date)として当社取締役会が決定する日
12. その他	上記各項は、本件スキーム・オブ・アレンジメントについての Mitula
	株主集会の承認及びオーストラリア裁判所の認可の取得等を条件と
	する。
13. 決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に必要な一切の事項に
	ついては、当社取締役会の決議により決定する。